

携帯電話とインターネットトラブルなど

若者が陥りやすい消費者被害

平成23年12月19日

千葉県消費者センター

消費生活専門相談員 武田佳代子

1. 消費者相談状況について

年間約1万件（県センター）にもなる消費者相談
増える若者からの相談…

2. 若者が被害に遭いやすいトラブル

- 有料サイトからの不当な請求
携帯電話やパソコンからつながり、いきなり「入会」「登録」「請求」!?
- インターネット関係
インターネットショッピングやオークションなど
- キャッチセールス
- アポイントメントセールス
- マルチ商法
- その他
エステなどの契約

3. 携帯電話・インターネットについて

携帯電話の保有率

高校生の場合96%（青少年のインターネット利用環境実態調査より）

・・・ケータイ依存症や様々なネットトラブルの増加・・・

- チェーンメール
- 違法ダウンロード
- オンラインゲーム
- コミュニティサイト



興味本位にアクセスしたり、よくわからないまま
クリックするのは注意！
フィルタリングサービス、迷惑メールをブロックする
機能を利用しよう！

4. 知っておきたい契約知識

契約とは？ トラブルの大半が契約トラブル

日常の中の契約について



契約が成立すると→→→やめたくても簡単にやめられない
「契約責任」が発生する

未成年者の契約について

- ・20歳未満の人
- ・親の承諾を得ずに契約した場合、**取り消し**ができる
- ・20歳を過ぎたら注意が必要

5. クーリング・オフ制度について

～契約しても一定期間であればやめることができる制度～

訪問販売や電話勧誘販売など、

契約書を受け取ってから8日間以内に行使すること

- ・ハガキなど書面で通知
- ・クレジットの場合はクレジット会社へも必要
＊クレジット利用の注意について

6. かしこい消費者になろう！

- 強く勧められても、必要が無ければきっぱり断ることが大切
- 契約の知識を持つこと
- 契約する場合、商品や契約の内容を十分に確認すること
- 困ったときは一人で悩まず相談しよう

千葉県消費者センター

相談電話 047-434-0999